

目黒区アピアランスケア用品購入等費用助成事業実施要綱

令和6年5月1日付け目健推第5469号区長決定

令和8年4月1日付け目推推第3030号改正

(目的)

第1条 この要綱は、がん等の疾病やその治療等に伴う外見の変化に悩みを抱えている者に対し、医療におけるアピアランスケア（医学的・整容的・心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者等の苦痛を軽減するケアをいう。）として、外見の変化を補うためのケア用品（以下「アピアランスケア用品」という。）の購入又は賃借り（以下「購入等」という。）に要する経費の全部又は一部を助成することにより、がん患者等の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、もって就労継続等の社会生活を支援することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれの要件にも該当する者とする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 第6条第1項に規定する申請時において、区の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されていること。

(2) がん等の疾病やその治療等に伴う外見の変化により、就労、社会参加等に支障があり又は支障が出るおそれがあり、かつアピアランスケア用品が必要であること。ただし、脱毛症については、加齢によるもの又は男性型若しくは女性型によるものは対象としない。

(3) 過去にこの要綱又は他の自治体を実施するアピアランスケア用品の購入等に係る同種の助成金の交付を2回以上受けていないこと。

(4) 目黒区暴力団排除条例（平成24年3月目黒区条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者と密接な関係を有しない者

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、次に掲げるアピアランスケア用品（着脱に必要な接着剤及び剥離剤等の装着用の消耗品を含む。）の購入等に係る経費（消費税を含む。）とする。ただし、材料購入費及び製作に要する経費、治療（施術）費、医薬品、メイク用品、メンテナンス用の消耗品は、助成の対象外とする。

(1) ウィッグ（装着ネット及びクリップを含む。）

(2) 帽子（毛付き帽子、医療用帽子等）

(3) 補整下着（補整パッドを含む。）

(4) 弾性着衣（原則、着圧30mmHg以上が対象。医師の特段の指示がある場合は20mmHg以上。）

(5) エピテーゼ（補整用人工物。人工乳房、義眼等）

(6) 頭皮冷却用キャップ、冷却用グローブ及びソックス

2 アピアランスケア用品の購入等のために要した交通費及び郵送費等の手数料並びにポイントを利用して購入等した場合の当該利用ポイントに相当する経費は、助成の対象外とする。

3 第1項各号に示した物品であってもインターネットオークション、フリーマーケットその他の個人間取引により購入等したアピアランスケア用品に係る経費は対象外とする。

4 医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの又は国若しくは地方公共団体が別に

負担する対象となるものは助成の対象外とする。

5 外見の変化を確認するために必要な医師の意見書等の書類の発行にかかる経費は、助成の対象外とする。

(助成金の交付額)

第4条 アピアランスケア用品の購入等に要する経費に対する助成額は、助成対象経費のうち100,000円を上限とする。ただし、助成対象経費が100,000円に満たない場合は、当該アピアランスケア用品の購入等に要した経費の実費とする。(申請できる者)

第5条 助成を申請することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 助成対象者

(2) 助成対象者が未成年者の場合は、未成年者の保護者

(3) 前2号のほか、区長が特に認める者

(交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、目黒区アピアランスケア用品購入等費用助成金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、区長に申請及び請求しなければならない。ただし、電子により申請する場合は、区が定めるオンラインフォームに必要事項を入力の上、次に掲げる書類の電子データを添付することにより行う。

(1) 申請者の本人確認書類(申請者と助成対象者が異なる場合、助成対象者の本人確認書類も添付。また、助成対象者が未成年者又は被成年後見人の場合、申請者が助成対象者の保護者又は成年後見人であることが確認できる書類の写しも添付)

(2) がん等の疾病やその治療等に伴う外見の変化を客観的に証明する書類の写し(治療方針計画書、診療明細書、お薬手帳、目黒区アピアランスケア用品購入等費用助成に関する医師の意見書(別記第1号の2様式)等)

(3) アピアランスケア用品の購入等に対して要した経費の実費額、日付及び物品名の明細(宛名、購入日、購入金額、購入品目、金額の内訳、領収書発行者の名称)が記載された領収書等の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める書類

2 第1項に規定する申請は、アピアランスケア用品を購入等した日の翌日から起算して1年以内に行うものとする。ただし、申請書を期限内に提出できないことにつきやむを得ない事情があると区長が認めたときは、この限りでない。

3 第1項の規定による申請は、対象者1人につき2回を限度とする。

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、交付するときは目黒区アピアランスケア用品購入等費用助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により、交付しないときはその理由を付して目黒区アピアランスケア用品購入等費用助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

2 区長は、前項に規定する交付決定に際し、必要に応じて条件を付することができる。

(助成金の交付)

第8条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を通知したときは、当該決定を受けた助成決定者が指定する金融機関口座への振込により助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取消し)

第9条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(3) 目黒区暴力団排除条例に基づき、助成金が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資するとき。

(4) その他区長が助成を不相当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、目黒区アピアランスケア用品購入等費用助成金交付決定取消通知書（別記第4号様式）により、助成決定者に通知する。

(助成金の返還)

第10条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成決定者に助成金を交付しているときは、交付決定を取り消した申請者に対し、目黒区アピアランスケア用品購入等費用助成金返還請求書（別記第5号様式）により通知し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 助成金を受ける権利は、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第12条 区長は、助成金の支給を行うことの決定のための調査又は過去に支給した助成金に係る調査のために特に必要と認めるときは、申請書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項は、目黒区補助金等交付規則（昭和43年3月目黒区規則第6号）に定めるところによるものとする。また、この要綱の施行に関しその他必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

2 補整具を購入等したことにより支払が生じた日が令和5年4月1日から同年6月30日までにある者にあつては、第6条第2項の規定にかかわらず、令和6年7月1日まで申請することができる。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

略 目黒区アピアランスケア用品購入等費用助成金交付申請書兼請求書

第1号の2様式（第6条関係）

略 目黒区アピアランスケア用品購入等費用助成に関する医師の意見書

第2号様式（第7条関係）

略 目黒区アピアランスケア用品購入等費用助成金交付決定通知書

第3号様式（第7条関係）

略 目黒区アピアランスケア用品購入等費用助成金不交付決定通知書

第4号様式（第9条関係）

略 目黒区アピアランスケア用品購入等費用助成金交付決定取消通知書

第5号様式（第10条関係）

略 目黒区アピアランスケア用品購入等費用助成金返還請求書